

National Association of Crime Victims and Surviving Families
NAVS

ニュース・レター

5周年記念号

VOL.21 2005.3.5

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773
FAX: 03-5319-1774

VOL.21

全国犯罪被害者の会（あすの会）5周年記念大会 開会挨拶

代表幹事 岡村 熱

1月23日（日）、全国犯罪被害者の会（あすの会）5周年記念大会を、日比谷三井ビルにおいて開催しました。当日の岡村代表幹事の開会挨拶を紹介いたします。

2000年の同じ日に開催された第1回シンポジウム。行き場のない憤りや悲しみを抱えた被害者が思い切って声を上げたその日に、あすの会は設立された。その設立趣意書にあるように、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立は、もちろん国や社会の義務であるけれども、「被害者の問題は被害者自身の問題であるから、人任せにせず、自らも取り組まなければならない」。この決意で、あすの会は、被害者運動の先頭に立って今日まで活動を続けてきた。

これまでしてきた活動の中で、特筆すべきものがいくつかある。

2002年に実施されたドイツ・フランスへのヨーロッパ調査団の派遣。この調査では、犯罪被害者の司法上の権利について調査され、両国において、犯罪被害者が事件の当事者として扱われ、当然の権利として法廷で加害者に対峙していること（訴訟参加）、刑事手続きのなかに民事の損害回復制度が組み込まれていること（附帯私訴）などが報告された。

この調査報告に基づき、あすの会では、犯罪被害者のための刑事司法、訴訟参加、附帯私訴などを求める署名運動を開始した。全ての都道府県で実施したこの署名運動は、約56万人もの署名を集めると大変な成果を

残した。このことが、内閣総理大臣に直接お会いして我々の要望を伝える機会を作り、さらには昨年12月1日の犯罪被害者等基本法の成立に繋がった。



開会挨拶をする代表幹事 岡村 熱

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者の尊厳と権利を認める画期的な、世界に誇るべき法律である。その成立のきっかけをつくることができたことは誇りに思って良いのではないか。

昨秋実施した第2次ヨーロッパ調査団の派遣では、イギリス・ドイツにおける犯罪被害者に対する補償制度の実態が調査された。その報告書では、補償は国の義務であるとの提言がなされている。このようなあすの会からの提言が、さらに全国を動かすようなうねりとなることを期待している。

全国犯罪被害者の会（あすの会）5周年記念大会

2005年1月23日（日）、奇しくも5年前の当会の発足と同じ日に、東京の日比谷三井ビル8階ホールにおいて、5周年記念大会が開かれました。

以下のプログラムの内容をご報告いたします。

プログラム

9：40	開会挨拶	司会幹事 本村 洋 代表幹事 岡村 真
	来賓祝辞 メッセージ／祝電披露	犯罪被害者の会を支援するフォーラム代表 高橋 宏 氏
10：00	犯罪被害者補償制度 ヨーロッパ調査報告 (1) イギリス (2) ドイツ (3) 総括・提言	守屋 典子 氏(弁護士) 高橋 正人 氏(弁護士) 白井 孝一 氏(弁護士)
11：00	訴訟参加制度案要綱	京野 哲也 氏(弁護士)
11：15	特別講演 「被害者の権利確立に向けての国連の取り組み」	講師 オタワ大学教授(犯罪学) Irvin Waller 氏 *当初予定していた国連犯罪薬物事務所条約局長の Eduardo Vetere 氏はインド洋津波の関係でご欠席となりました。
13：00	記念講演 「犯罪被害者等基本法について」	講師 衆議院議員 上川 陽子 氏
14：00	シンポジウム 「全国犯罪被害者の会（あすの会）の5年間の歩みと今後の課題」	基調講演 岡村 真(代表幹事) コーディネーター 諸澤 英道 氏(常磐大学理事長) パネリスト 猪野 京子(幹事) 内村 和代(幹事) 林 良平(幹事) 松村 恒夫(幹事) 宮園 誠也(幹事) 本村 洋(幹事)
16：10	総会 ・活動報告 ・決議	・活動計画 ・役員選任
17：30	懇親会	

— INDEX —

VOICE 全国犯罪被害者の会（あすの会）5周年記念大会 開会挨拶	1
全国犯罪被害者の会（あすの会）5周年記念大会	2~15
犯罪被害者等基本法成立	15
ヨーロッパ調査報告書購入のご案内	16
活動報告	16
集会及び幹事会の報告	17~19
運営の基本・会計／あとがき	20

ご来賓祝辞

犯罪被害者の会を支援するフォーラム代表 高橋 宏氏

あれは2000年7月14日、石原慎太郎の会でのことだった。親友の石原とビル・トッテン氏の日本をよくする為の熱烈討論が京王プラザホテルで行われた。開会冒頭、石原が起ち上がり岡村勲さんを紹介した。満堂の聴衆は岡村さんの話に激しく打たれ、感動した。法治国日本においては、司法の公正、人権の擁護、法の下での平等と正義だけは確保されているものと信じていた。ところがこんな落とし穴があり、不条理があった。自分自身が苦しい被害者でありながら、日本中の犯罪被害者の為に一生懸命戦っている人達がいる！よし、やろうという声が澎湃として起こり、この支援フォーラムがスタートした。

発起人代表には樋口廣太郎、瀬戸内寂聴、奥田碩、石原慎太郎の四氏にお願いし、事務局の責任者には、本日も出席の如水会事務局長（当時）の山本千里君と、副理事長の私がなった。発会式は2000年9月21日夜、如水会館スターホールで盛大に行われ、有識者200名余が集まり、多額の浄財を寄付していただいた。

日本において、犯罪の多発、オウム事件にみる司法の頼りなさは依然として続いている。その中で「あすの会」こそが、立派な活動をしている。日本のなかに、「正義を貫くこと」「優しい心」を生かしている。今後の日本にとって、重要なこととして、憲法改正、教育基本法改正、財政改革等があるが、それに劣らず犯罪被害者の問題も重要である。あすの会の益々の発展を望む。

メッセージ

あすの会のシンポジウムにあたってのステートメント

ウィーン国連薬物・犯罪事務所条約局長 Eduardo Vetere 氏
(常磐大学理事長 諸澤 英道 氏 翻訳・代読)

特別講演をお願いしていた、ウィーン国連薬物・犯罪事務所条約局長のEduardo Vetere氏は、インド洋津波の関係で、残念ながらご欠席となりましたが、大会にあたり、メッセージをお寄せいただきましたので、紹介させていただきます。

岡村先生ならびに会員の皆様へ

「戦争は、将軍に任せておくには余りにも重大である」という言葉がありますが、私は、この言葉に倣って、「犯罪は、警察に任せておくには余りにも重大である」と言いたいと思います。いろいろな犯罪が組織化して行われる現代社会においては、犯罪被害者も、また自分たちで結束する必要があります。その意味で、日本において「全国犯罪被害者の会」が結成され、シンポジウムなどにおいて自らの意思をはっきりと表明されていることは敬服に値します。

すべての被害者の権利を促進し、すべての人の利害を守るために闘ってきた、献身的で勇気ある皆様に、遙かかなたのウィーンからご挨拶を述べることは、私にとって大いなる喜びであります。皆様が成し遂げて来られたことについては、満足すべき理由が幾つかあると思います。特に、岡村先生の有能なリーダーシップの下で追い求めてきた、被害者問題についての人々の意識を高めるという目的は、学者の世界においても、政府や議会においても、最終的に大きな成果をもたらして来たと言えるであります。

最近、私は、常磐大学大学院被害者学研究科開設を記念して、1月20日に常磐大学国際被

害者学研究所の第2回シンポジウムが開催されたことを知りました。私たちは、この新しい大学院の研究科が被害のもたらす心的傷害やトラウマに対処するより良い方法を見いだす専門家を養成してくれることを期待しております。

日本におけるもう一つの重要なこととして、犯罪被害者の基本的人権を定めた法律が、昨年12月に日本の国会で成立したということがあります。それは、全国犯罪被害者の会のイニシアティブと粘り強い働きかけなくしては成立しなかったと言っても過言ではないでしょう。そして、全国犯罪被害者の会がなかったなら、被害者と遺族に彼らが受けるに足る「認知」と「尊敬の念」を与えられなかつたであります。法律が成立した今、日本は、20年前の国連総会において満場一致で採択された「犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する国連基本原則宣言」が定めている国際的スタンダードに辿り着くための長い道のりのスタートラインに立つことになります。

おそらく、皆様の中には、国連宣言で定めたことが日本における被害者の権利になって行くのに、何故長い年月を要するのかと疑問に思われる方がおられるかもしれません。そこには、未だそれほど包括的で明確になっていない旧来の法律の存在という問題があります。また、権利というものは、天から舞い降りてくるようなものではないということもあります。

権利は、この現実の地球上で闘い勝ち取られるものなのです。そして、今皆様が住んでいる日本でのるべき権利についての基礎固めをしてきたのは、とりもなおさず、全国犯罪被害者の会の会員である皆様なのです。私は、全国犯罪被害者の会が、さらに、新しい被害者補償法を求めて、もがき続けています。なされた傷害と味わった苦しみのための公正な補償を伴つていなければ、それは、「認知」と「尊敬の念」を十分に実現した制度とは言えません。そして、新しい法律の適正かつ十分な運用をするために、間違いなく更なる作業が求められるであります。

私たちは皆、生涯において犯罪被害者になる可能性を2分の1以上持っています。私たちは皆、人災（それは、今回、神戸での国際会議で議論されているテーマのような自然災害の話ではありません）に対して空きだらけであるという事実、そして、私たちは皆、潜在的な被害者であるという事実から、国内的にも国際的にも、連帶責任と共同責任の重要性について学ぶべきであるということを意味しています。継続的進歩がなされているにもかかわらず、私たちは、不確かでリスクの多い時代に生きています。

最後に、できることは、お互いを助けあい支援しあえるのは私たちの断固とした意思であることを指摘しておきます。そのことが私たちに物事を成し遂げさせ、被害者をサバイバー、すなわち「生還者」にするのです。

最後になりましたが、岡村先生と会員の皆様に、皆様の精力的な取り組みに対し敬意を表しますと共に、お祝いを申し述べ、このシンポジウムが成功裏に終わることを念じております。

祝電披露

以下の方々から祝電を頂戴いたしました。ありがとうございました。

内閣官房副長官	杉浦 正健 氏
衆議院議員	漆原 良夫 氏
衆議院議員	左藤 章 氏
衆議院議員	細川 律夫 氏
東京都知事	石原 慎太郎 氏

犯罪被害者補償制度 ヨーロッパ調査報告

(1) イギリス

弁護士 守屋 典子 氏

犯罪被害者補償において最も進んだ国の一である英國の状況は、次のとおりである。

【犯罪被害者補償制度の趣旨】

國家には国民の犯罪被害を補償する責任はないが、国民誰もが犯罪被害者となる可能性があることに鑑み、同情と連帯共助の精神から、國家が社会を代表して犯罪被害者への補償を行う。

【歴史的沿革】

1964年に創設された。当初は、損害賠償型を基礎としており、補償額も民事の損害賠償金と同一であった。しかし、立証の必要性等により時間がかかるて被害者の早期救済に役立たず、また、補償額も高額化したため、現在の障害等級表方式（タリフ・スキーム）が導入された。ここでは、被害者の収入や年齢等にかかわらず、受けた障害に応じて機械的に一定の補償金が支払われる。補償額の下限は鼻骨骨折程度の障害で1,000ポンド（約20万円）、上限は永久的な脳障害や四肢麻痺で25万ポンド（約5,000万円）である。

【補償される犯罪被害】

主に、故意の暴力的犯罪による被害である。財産犯や過失犯は、補償コストの問題や加害者への損害賠償・損害保険でのカバーが可能であるとの理由で、除外されている。

【逸失利益や治療に伴う特別補償】

働けない状態が28週間を超える場合、逸失利益や医療費の特別経費（車椅子代、住居改造費、ヘルパーの費用等）の補償も受けられる。基本的に医療費は無料であるが、その対象とならない特別経費も補償する趣旨である。補償最高額は、障害等級表方式に基づく補償と合わせて50万ポンド（約1億円）までである。

【死亡事例への補償】

葬儀費用と遺族に対する年金として5,500ポンド（約110万円）等が支給される。

【支払方法】

原則は一時金払である。民間の保険会社と契約し年金払とすることも可能である。仮給付制度はあるが、極めて例外的である。

【申請手続】

被害者及びその家族が、制度を運営しているCICAという内務省から独立した官庁に、被害を受けた後2年内に申請する。

【不給付事例】

被害者側に過失や前科がある場合及び犯人が同居の家族である場合には、補償が受けられないことがある。

【運営状況】

年間7万件の事例に補償がなされ、補償額の合計は約350億円である。これらは国家の一般税収でまかなわれている。近時ここからの捻出が難しくなってきており、新たな財源として犯罪者に対する刑罰賦課金制度の導入も検討されている。

【総評】

被害者援助団体等からの批判はあるものの、国家の補償義務が無いにもかかわらず、一般財源から補償を行っているという点で、大変参考になる制度である。

(2) ドイツ

弁護士 高橋 正人 氏

ドイツにおける犯罪被害者補償制度の概要は次のとおりである。

【犯罪被害者補償制度の沿革】

ドイツ犯罪被害者補償法は1976年に制定された。この法律は、国家は国民から強制的に武器を取り上げているのであるから、国家には国民を保護すべき義務があり、国民が犯罪被害にあった場合には国家が当然に補償をすべきであるとの考え方(国家保護義務論)に基づくことに特徴がある。したがって、補償を受けるのは国民の「権利」であるとされる。

【対象範囲】

故意による違法な暴力行為によって健康上の被害を被ったことが要件である。①親族間の犯罪の場合、②加害者不明の場合、③責任能力のない加害者による犯罪の場合のいずれの場合でも補償される。ただし、過失犯や財産犯罪による被害は対象外とされている。

適用範囲はドイツ国内であるが、近年ドイツ人が外国で犯罪被害にあった場合にも適用しようとする動きがあるとのことである。

【申請手続】

申請書(1枚の簡単なもの)を「援護庁」という役所や市町村役場等に提出すればよい。補償の許否については、援護庁が捜査資料等を取り寄せて審査を行う。援護庁をはじめ、各所において、被害者の負担を少なくしようとする配慮がなされている。

援護庁の判断については、裁判所への不服申立が可能である。

【申請期間】

時効はない(事件後何年経ってから申請を行ってもかまわない)。ただし、事件後1年内に申請を行った場合には「被害時」に遡って補償されるが、事件後1年経過後に申請を行った場合には「申請時」からの補償となる。

【給付内容】

①ドイツでは健康保険制度により治療費は原則全額無料である。ただし、入院費については年額最大約3万7,800円の自己負担額があるが、それについても犯罪被害者補償制度が適用されれば無料となる。なお、健康保険の対象外の疾病はない。

次に②住宅改造費、リハビリ費用、介護費用、義足・車椅子等の治療具も無償となる。

そして、最も特徴的なのが③年金である。労働能力を25%以上喪失した場合には、基礎年金として、喪失の程度に応じた金額(月額最低約1万5,930円から最高約8万3,835円まで)が一生涯支給される。それに加えて、従前の収入額と被害後の収入額の差額の42.5%が所得調整年金として支給される。

【遡及的適用】

犯罪被害者補償法の1984年改正によって、1976年の同法制定以降の犯罪被害のみでなく、1949年以降の被害であって、一定の条件(重度障害で経済的に困窮している被害者)を満たすものについては、補償の対象とされることとなった。

【財源・予算】

犯罪被害者補償制度に関する年間予算は約250億円ほどであり、全額一般予算から計上されている。財源は税金である。

【総評】

年金支給の認可件数がやや低いという問題点はあるものの、犯罪により障害を受けた場合に一生涯年金を受け続けることができるという点は、大変参考になる。

(3) 総括・提言

弁護士 白井 孝一 氏

- ① 今回の調査団の目的は、日本における被害が深刻で現実に今でも生活に困っている被害者や遺族の救済である。そのため、世界にはフランス・スウェーデン等補償制度について優れた国もあるが、日本に適合し易いと考えられるイギリス・ドイツについて調査した。
その総括は、諸澤教授の執筆で、ヨーロッパ調査報告書（211～231頁）に「被害者補償制度を考えるための重要な視点」「犯罪者からの弁償と国家による補償」「被害者補償とは」「イギリスの補償制度の特徴とドイツの補償制度の特徴」に分けて記されている。
- ② 被害者補償の日本の実情については、石山弁護士の執筆で、報告書（169頁以下）に記している。
- ③ その運用については、警察庁ホームページから探ったものであるが、報告書（209頁）に記している。

以上をふまえて、次記のとおり提言を報告書（233頁以下）に記した。

提 言

1. 国の補償責任

被害者等が、加害者から賠償を受け得ない現実がある以上、国が被害者等に補償する以外に方法はない。

イギリスでは、国が社会の連帯共助の精神を代表して、被害者等に補償するべきであるとされている。ドイツでは、国は国民に対して保護義務を負っており、犯罪の発生は国の保護義務違反であるから、国が被害を補償するべきは当然であると考えられている。また、国民は犯罪に遭った場合に備えて保険料を税金の形で国に支払っており、国はその保険料の中から国民に対して犯罪被害を補償するべきであるという考え方もある。

いずれの見解を探るにしても、国は、その責任において被害者等に対し補償をするべきであり、被害者等は、国から補償を受ける権利を有するというべきである。

2. 国の補償と加害者の賠償

国の補償は、固有の責任に基づくものであるから、加害者が損害賠償義務を負わない場合でも（責任無能力など）、国は補償しなければならない。

被害者等が加害者から十分な賠償を受けない限り、国は補償責任を免れない。

3. 補償の程度

補償は、被害者等が事件以前の生活水準まで近づける程度のもので、生活保護のような最低生活水準の維持を目的とするものであってはならない。ただし、一定の上限を設ける必要がある。

4. 補償の仕方

- (1) 医療費、カウンセリング費用、介護費用は、無料とする。
- (2) 通院費などの医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車いす・義肢等の補装具の費用など特別の支出については、実費を補償する。
- (3) 一時金

被害者等に対して、次の場合に一時金を支払う。

- ① 死亡
- ② 長期療養
- ③ 後遺障害

一時金として支払われる金額の上限は、自動車損害賠償責任保険の政府事業の金額を参考にする。被害者等は、必要があるときは、仮給付を受けることができる。

(4) 年金

被害が重大で、継続して生活を補償する必要のある被害者等に対しては、一時金に併せて年金を支給する。

この場合一時金及び年金の支給額は、被害者の生活に応じて決定する。

支給金額は、支給中に改定することができる。

5. 補償の制限

補償は、支給することが社会的に相当でないと認められるときに限り制限することができ、加害者との間の親族関係その他特定の人的関係だけを理由に制限することはできない。

6. 国外における被害補償

日本国籍を有する者は、日本国外において犯罪被害を受けた場合にも、補償を受ける。

7. 時効

補償を受ける権利は時効にかかるない。ただし、年金の支給時期は申請時からとする。

以上

訴訟参加制度案要綱

弁護士 京野 哲也 氏

1. この訴訟参加制度案要綱は、昨年7月に作成し、公表したものである。そして、これは、昨年12月に成立した犯罪被害者等基本法第18条を受けたものとなっている。

2. なぜ今、訴訟参加制度が必要なのか。

現在、被害者が加害者の刑事事件に当事者として参加する制度は存在していない。平成12年に、犯罪被害者保護法が制定されたが、これは被害者が当事者として事件に参加するための制度というわけではないので、被害者が当事者として事件に参加できないという現状は何も変わっていない。

このように、被害者は刑事事件の当事者とされていないので、被害者には加害者が起訴されて法廷が開かれていることさえ通知されない。そのため、殺人という非常に重大な事案さえ、被害者の遺族の知らないうちに、判決まで出されてしまったという実例もあったほどである。

また、加害者が法廷で被害者を中傷しても、被害者は、刑事事件の当事者とされていないので、これに反論する権利も認められていない。被害者が何か言うと退廷させられるおそれさえある。

このように、被害者には刑事事件に当事者として参加する権利がなく、むしろ、事件に当事者として参加できることで二次的被害を被ることがあるのが現状である。

そこで、このような事態を開拓するために、被害者の訴訟参加の制度が必要である。

3. しかしながら、この制度に対しては、被害者の参加によって法廷が混乱することをおそれて反対する者がいる。そして、反対する者の多くは、法曹関係者であり、しかもその反対は根強いというものが現実である。

4. しかし、被害者こそが、真実の犯人の処罰をもっと強く望むものなのだから、被害者が法廷を混乱させるはずはない。被害者の刑事事件への参加は、むしろ真実発見や適正手続の実現に資すると言える。

ただ、残念なことに、現在、被害者の訴訟参加制度の法案がすぐに成立するような状況はない。被害者の訴訟参加の制度について、今後市民レベルでの活発な議論を重ねていく必要があるだろう。

特別講演 「被害者の権利確立に向けての国連の取り組み」

オタワ大学教授（犯罪学） Irvin Waller 氏
 （通訳 常磐大学国際被害者学研究所専任研究員 小林 麻衣子 氏）

1. 先ず、日本における犯罪被害者等基本法の成立は喜ばしいことだ。理念だけでなく補償・刑事司法参加についても述べている。世界のモデルになる。

2. ここで、六つの考慮されるべき事項がある。

- ① 犯罪率上昇への対応で、国家レベルでの予防策が必要である。この際、国連のガイドラインが重要な基準となる。
- ② 犯罪被害者援助に政府の資金を投入する必要がある。
- ③ 被害者援助の専門家（警察官・裁判官・医療従事者など）の養成と援助が必要である。
- ④ 被害の程度の研究とその研究結果についての評価が必要である。
- ⑤ 國際的な知識の共有が必要であり、常磐大学国際被害者学研究所への期待が高い。
- ⑥ この問題に対する日本の取り組みは、海外にも発信してもらいたい。

3. 上記2のために何がなされるべきか。

1982年に、世界被害者学会の国際被害者学シンポジウムが東京・京都で開かれ、その後、国連で各国の犯罪被害者についての意見が一致し、1985年に国連基本原則宣言が採択された。このとき、宮澤浩一教授、諸澤英道教授など、日本の専門家の役割が大きかった。この基本宣言は、効果的犯罪予防を取り上げており、今度の日本の基本法と類似点が多い。基本宣言の6条では、被害者の尊厳を尊重するために、被害弁償、個人的安全、プライバシーの尊重、元の生活に戻れる権利などについて規定している。日本の基本法がその精神に沿って運用されることを望む。

4. 日本以外の各国の例

- ① EU、ヨーロッパ評議会、アメリカ、イギリスなど、国際的に大きな金額を被害者対策に投じている。
- ② フランスやドイツでは、被害者は弁護士の援助のもと刑事司法に当事者として参加できる。

5. 国連の活動

- ① 政策決定者に対するガイドや実務者に対するプログラムの作成、暴力犯罪の撲滅、安全な社会の実現、子どもや女性へのDV対策、社会的弱者への対策などを行っている。
- ② 2005年4月18日～4月25日、国連の犯罪防止会議がタイのバンコックで開催される。また、2006年8月、世界被害者学会主催の国際被害者学シンポジウムがフロリダのオーランドで開催される。いずれも、日本からのたくさんの参加を望んでいる。

記念講演「犯罪被害者等基本法について」

衆議院議員 上川 陽子 氏

昨年秋の臨時国会において、犯罪被害者等基本法が議員立法により成立しました。本法律の制定に取り組まれた上川陽子氏（自由民主党政務調査会・犯罪被害者等基本法P.Tリーダー）から、同法制定に至る経緯、本法律の枠組み・内容および制定過程における主要な議論等についてご講演いただきました。

政治主導による取り組み

平成15年7月、「あすの会」会員による39万名以上の街頭署名をもって、代表幹事が小泉首相に犯罪被害者の惨状を訴えたのを受け、小泉首相は犯罪被害者対策の検討を自民党と内閣に指示した。自民党では、政務調査会の「経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小委員会」にプロジェクトチームを立ち上げ、被害者団体の参加も得て19回にわたり委員会を開催、同16年6月中間報告を取りまとめた。その際の提言は参議院選挙時のマニフェストにも盛り込まれ、自民党の公約として明確に位置づけられた。その後の法案審議に際しては、これまで政治が犯罪被害者問題に積極的に関わってこなかったことへの反省とともに、多くの国會議員が早急な対応の必要性に理解を示したこともあり、概ね円滑に制定まで漕ぎつけることができた。

被害者が置かれている状況への理解

私自身、法案の検討にあたっては常に被害者の立場に立った判断に心がけたが、その過程で浮き彫りになつたのは犯罪被害者の置かれている厳しい現実であった。とりわけ①被害者たちが刑事司法に対して抱く根深い不信感、②地域的・犯罪類型的な違いから、被害者への支援体制にはケースによって大きなバラツキがあること、③担当機関の手際の悪さや複数の関係機関が縦割りで関与する結果、二次被害が拡大したり救済に長い時間を要するケースも少なくないこと、などである。

こうした問題を解決するには、犯罪被害者への十分な情報開示や刑事司法への参加実現、経済的・精神的支援策の充実、支援のための幅広い人的基盤の整備などが必要である。

基本法の制定が必要と判断

被害者支援の法的枠組みとしては、当初、個別法の積み上げで十分ではないかとの意見もあった。しかし被害が身体・精神・経済面など広範囲に及び、関連省庁も多岐に亘るため、最終的には基本法を制定することで総合的・計画的に施策を実施していくことが必要との結論に落ち着いた。

基本法のポイント

本法律は、前文および第1章ないし第3章までの30条からなる。このうち1条では本法律の目的を被害者の権利・利益の保護・実現である旨明記したが、とりわけ犯罪被害者の「権利」という2文字を盛り込んだ意義は大きい。このほか、6条では国民の責務を規定したが、これは我々一般の国民も二次被害の加害者になりうることを意識したためである。これに関連し、議論の過程ではマスコミの責務を明記した条項を盛り込むべしとの意見もあったが、国民の「知る権利」とのバランスを考慮し、最終的にはマスコミに限定した責務は特に盛り込まないこととなった。

基本法成立後の動き

小泉首相は本年1月21日、通常国会冒頭の所信表明演説において犯罪被害者問題を取り上げ、基本法の趣旨に則り被害者支援策の充実を図る旨明言した。この間、1月11日には内閣府に犯罪被害者等推進協議会を立ち上げるための準備室が発足した。今後は同準備室を中心に、法律施行に向けて基本計画の立案作業が進められる予定である。私どもはこうした取り組みがしっかりと行われるよう、政治の立場から引き続き関与していく所存である。

**シンポジウム
「全国犯罪被害者の会（あすの会）の5年間の歩みと今後の課題」**

基調講演

代表幹事 岡村 熊

2000年1月23日、全国犯罪被害者の会（あすの会）を設立してから5年間、無我夢中でやってきた。5年前には、被害者問題は全くない状態だった。

1年目（2000年）

本村幹事ほかの各地講演会での発表、大阪での大会、ボランティア研修、法律相談、法廷付添、フォーラム結成、事務所開設、等を行った。

2年目（2001年）

犯罪被害者の権利の実現を掲げ、マスコミ対策に注力し、法務省の人権擁護法案（後に廃案）に参画した。11月18日、第3回シンポジウムを開催して本格的パネルディスカッションを行い、七つの大会決議を発表した。

3年目（2002年）

ドイツ・フランスに調査団を派遣し、12月8日のシンポジウムでその報告・提言を行うとともに、署名運動実施の大会決議を行った。

4年目（2003年）

2月1日の新宿駅頭署名運動を皮切りに全国50箇所での署名運動を展開し、557, 215の署名を得た。7月8日、小泉総理に面談し、被害者の権利の確立につき理解を得た。また、100の自治体において、被害者の権利の確立についての意見書の採択をみた。

5年目（2004年）

12月、犯罪被害者等基本法成立。これは、犯罪被害者に対する支援ではなくて被害者の権利の実現を狙っていることが重要である。また、ヨーロッパ調査団を派遣しその成果は本日先程発表されたとおり。また、訴訟参加制度案要綱も発表した。

今後の展望

犯罪被害者等基本法の成立は、被害者が権利主体として誕生したことで、諸権利の具体化はこれから の問題である。諸権利の具体化について、おそらく法律家が最大の抵抗勢力となろう。われわれは断固闘っていかねばならない。

パネルディスカッション

コーディネーター 諸澤 英道 氏（常磐大学理事長）

パネリスト

あすの会 幹事

幹事 林 良平

10年前に妻が刺された。それから独りで犯罪被害者のための運動を行ってきた。平成9年に、岡村さんの事件が起き、岡村・林・宮園・本村等が集まり、この会を立ち上げた。

幹事 宮園 誠也

池袋通り魔事件で娘を失った。そのときの警察・マスコミ等の対応は、死者に対する思い遣りがなくひどいものだった。それでこの会の設立に加わった。設立後、署名活動や意見書提出で、地方のボランティアの援助が身にしみた。今後も連帯を広げていきたい。

幹事 本村 洋

5年間われわれを援助してくれた弁護士・警官・マスコミ等に感謝する。マスコミは5年間に随分変化した。当初は興味本位や表面的な記事しかなかったが、今は被害者の心情を探るようになった。新潟の少女監禁事件等にその例がある。

諸澤 英道 氏

本村さんは、「極刑を望む」という発言や法廷への遺影持込等、今までないことをやられ、一步一步この運動を進められた。

幹事 松村 恒夫

基本法成立までの足跡を辿り、とくに印象に残るのは、政治家の熱心さや早朝からの勉強会であった。

幹事 猪野 京子

私は裁判をずっと続けている。これが娘の仇を取ることと思っている。法廷は、最前列がマスコミ、遺族は2列目で話が聞こえないこともある。加害者は言いたい放題で遺族は発言できない。判決文も手に入らない。被害者参加の裁判で公平・真実な裁判を実現したい。

幹事 内村 和代

犯罪被害者週間の創設を求める。後で諮る本大会決議の第7項。

10月の支援の日ではなく権利主体としての被害者の日としたい。犯罪被害者運動の草分けである故市瀬朝一氏が、我が国で初めて犯罪被害者遺族の全国大会を開いた昭和42年6月4日を記念して、毎年6月の第1週を被害者週間とすることを提案する。

会場からの発言

浜松 F氏

ヨーロッパ調査団の補償に関する報告と提言が出ているが結構なことだ。大いに手を広げてもらいたい。

私はフランスで娘を殺された。昨年1月結審したが、補償・陪審・附帯私訴等フランスの訴訟制度は全く判らない。娘はユネスコ職員だったので外務省の援助があったが、それでも不十分であった。今後この会でも海外の邦人被害についても取り上げて欲しい。

諸澤 氏

今、国連を中心に犯罪被害対策について世界的スタンダードづくりが進められている。

東京 T氏

地下鉄サリン事件の被害者。犯罪被害者の日は何故6月なのか。当会設立の1月23日がよいのではないか。

岡村代表幹事・林幹事

犯罪被害者運動の草分けで犯給法成立に尽力した故市瀬朝一氏の努力に報いて、氏が横浜で初めて遺族の全国大会を開いた6月4日を記念して、毎年6月の第1週を被害者週間としたい。欧米には月間とか週間がある。

岡山 T氏

妻が拉致された。犯人の目星はついていた。警察がウラを取るといっている間に、メディアが犯人を追いつめ自殺されてしまった。メディアに怒りをもっている。メディアもこの頃大分変わってきたようなので、訴訟参加など難しい問題は、メディアを動かしても、実現を目指してほしい。

氏名不詳氏

犯罪被害者週間の制定は、大賛成。

署名運動の経験は、今後に活かしてほしい。

警察庁 安田 貴彦 氏

私は、今は警察庁の別のセクションにいるが、多年犯罪被害者対策に関わってきた。

前回の犯給法全面改正も担当した。同法では、加害者が責任無能力だから支給外ということはない。また、同法制定時に遡及できなかったことは事実。しかし、警察としては、警察職員等の寄付金により基金を設け、遺族奨学金を給付してきた。これは世界的にも類を見ないものである。

週間の制定その他、被害者の人々と支援の人々とが広く連帯することを望む。

岡村代表幹事

安田さんには、今まで大変お世話になり感謝している。

責任無能力を取り上げたのは、国の責任を強調するもの。

支援する会との協調は必要で、争うつもりは毛頭ない。

犯罪被害者週間については、今までの支援の日とか基本法成立の日などの案もあったが、人権週間とぶつかる等もあり、提案の週に決めた。



総 括

諸澤 氏

今日のシンポジウムによって、あすの会の5年間の取り組みが跡づけられた。

基本法ができたので、これからは、犯罪被害者と支援者が手を携えて、基本法に魂を入れる作業が必要である。これから5年間は、犯罪被害者の権利の確立に向かって新たな歩みを進めよう。

総 会

シンポジウムに引き続き、総会が、多数の会員のみならず一般の人も参加して開催された。議長に林幹事が選出され、その司会のもと、次の議題が審議され、それぞれ満場一致で承認された。

1. 活動報告

基本法成立、署名活動、総理への申し入れ、自治体への意見書提出、研究会活動、訴訟参加制度案要綱発表、ヨーロッパ調査団、各集会等々。

2. 活動計画

大会決議を当面の活動計画とする。特に、犯罪被害者等基本法の基本計画に犯罪被害者の要求をどのように反映するかを熟慮し、行動する。

3. 決議

後記のとおり採択された。

4. 役員選任

次記のとおり。

<再任>

代表幹事	岡村 熱
幹事	猪野 京子
	内村 和代
	假谷 実
	林 良平
	松村 恒夫
	宮園 誠也
	本村 洋
会計監査	田村 紀久子

<新任>

幹事	安藤 勝一
	関口 雄志郎
	土師 守
	藤田 博
	山本 忠国

全国犯罪被害者の会（あすの会）5周年記念大会

決 議

1. 憲法の改正

人が安全に生活する権利は基本的人権の一内容であり、犯罪による被害によってこれが侵害されたときには、その被害から回復する権利もまた基本的人権の内容である。しかし、日本国憲法では犯罪被害者の権利について明文の規定がない。

そこで、犯罪被害者の基本的人権について、憲法に明文の規定を設けることを求める。

2. 犯罪被害者のための刑事司法の実現

我が国の刑事司法は、公の秩序維持のためにあって、犯罪被害者のために存在するのではないとされ、犯罪被害者を刑事司法への協力者、証拠品としてのみ扱っている。

われわれは、刑事司法は公益のためばかりではなく、事件の当事者である犯罪被害者のためにも存在しなければならないと主張してきたが、犯罪被害者等基本法がこれに触れていないのは、遺憾である。

犯罪被害者のための刑事司法の実現を強く求める。

3. 訴訟参加制度の導入

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者が刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度整備を講ずるものとしている。

刑事手続きへの犯罪被害者の参加制度は、単に法廷に着席している在廷権とか、被告人への質問権のみに限るものではなく、被害者が自らの権限で尊厳を回復することが可能となるような手段とする必要がある。

そこで、ドイツ等の国の制度と同様、捜査公判書類の臘写閲覧請求権、証拠提出権、証人尋問権、被告人に対する質問権、裁判の結果に対する不服申立権、国の費用で弁護士を選任することができる権利などを含む、訴訟参加制度の導入を求める。

4. 附帯私訴制度の導入

犯罪被害者が加害者から被害の回復を求めるとき、現行制度のもとでは、刑事裁判手続きとは別に民事の損害賠償の請求をしなければならないことになっている。これは犯罪被害者に多大の労力と費用、精神的苦痛を与えるものである。

犯罪被害者等基本法が、損害賠償の請求についてその被害にかかる刑事に関する手続きとの有機的連携を図るための制度の拡充等必要な措置を講ずるものと定めたのは前進である。

そこで、刑事裁判手続きのなかで、民事の損害賠償の手続きも行われる附帯私訴制度の導入を求める。

5. 犯罪被害者等補償制度の新設

犯罪によって深刻な被害を受けている被害者や遺族の多くは、収入を失ったり、長年にわたる療養費を強いられるなど、将来の生活の見通しもつかない悲惨な状態におかれてしまったままである。現在の犯罪被害者給付制度による給付金の金額はこのような犯罪被害者にとって極めて不十分である。

そこで、医療費や介護費、車いす等の必要経費の無料化とともに、死亡、長期療養、後遺障害のある被害者に対しては、自動車損害賠償補償法の政府事業程度の一時金を給付し、さらに、被害が重大で、継続して生活を補償する必要のある被害者に対しては、新たに年金による補償制度を創設することを求める。

6. 犯罪被害者等基本法

昨年12月、犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者の権利は大きく前進した。

しかし、同法の基本施策に盛られた内容の具体化は、今後の基本計画の策定にかかっている。

基本計画の策定に当たっては、真に犯罪被害者の視点に立って行われるよう求める。

7. 犯罪被害者週間の創設

犯罪被害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有するものであるが、好奇と偏見のなかで社会的に孤立し、その権利は尊重されてこなかった。

これは、国民の犯罪被害者に対する理解が十分でなかったためである。

人は誰でも犯罪被害者になる可能性がある。犯罪被害者が安心して生活できる社会を創ることは、国民全体の責任である。

そこで、犯罪被害者に対する国民の意識を高め、犯罪被害者の尊厳と権利を尊重し、国民が、犯罪被害者の抱える様々な問題を自らの問題として考え、行動するために、犯罪被害者週間の創設を求める。

犯罪被害者運動の草分けである故市瀬朝一氏が、我が国で初めて犯罪被害者遺族の全国大会を開いた昭和42年6月4日を記念して、毎年6月の第1週を犯罪被害者週間とすることを提案する。

2005年1月23日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

最後に岡村代表幹事から、今迄の会員及び支援者の方々への協力の感謝と、犯罪被害者等基本法が出来たこれからの活動が大切なのだという閉会の辞により総会はお開きになりました。

懇親会

新任の藤田幹事の司会で進められました。

岡村代表の挨拶に始まり、会食、団欒と移り、再会の喜びや励ましとあちらこちらで話が弾んでいました。会もたけなわ、会員、参加者各々に一言ずつ話していただきましたところ、多くの方の口から犯罪被害者等基本法成立の喜びが語されました。同時にこれから活動の大切さ、重責を痛感していることも口にされました。5周年を振り返り感慨深く、辛苦と喜びを語り落涙される方、あすの会の功績、励ましを送られる方、署名活動のエピソードや裏話に花が咲き、笑いを誘う和やかな時間でした。

喜怒哀楽を交えながらも和やかな雰囲気のひと時でした。心和み、あすへの一服の時間を提供できた懇親会で終われたこと、また会員、一般参加者、ボランティア、マスコミ関係者、弁護士の方々と約90名の多くの方の参加がありましたことを感謝いたします。

犯罪被害者等基本法成立

大会でふれられましたように、昨年12月1日に、犯罪被害者等基本法が成立いたしました。これを受けて、当会では以下のような声明を出しました。基本法の全文は、別紙をご参照ください。

本日、犯罪被害者等基本法が成立した。

わが国の犯罪被害者等は、何の権利も認められず、十分な支援もなく、好奇と偏見の目にさらされて生きてきた。

犯罪被害者等基本法は、これらの反省の上にたって、犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、それにふさわしい処遇を保障される権利を有することを明確にし、犯罪被害者等の権利利益を図ることを目的としている。

私たちは、かねてから、犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等を支援するための支援法であってはならず、犯罪被害者等の権利を実現する権利法でなければならないと主張してきたが、本日成立の法律は、まさにそれであって、犯罪被害者等の歴史を大きく前進せるものである。これによって、犯罪被害者等が権利の主体として、わが国ではじめて認知されたのである。

基本的施策は、私たちが全国で署名活動をして要望した訴訟参加、附帯私訴制度の実現にも道を開くなど、かなり詳細に定められているが、ただ、私たちが強く求めた「公の秩序維持のための刑事司法」から「犯罪被害者等のための刑事司法」への転換について触れられていないのは残念である。

基本計画の策定や具体的立法はこれからであり、犯罪被害者等の権利はやっとスタートラインに立ったに過ぎない。

この法律が、今日も明日も発生する犯罪被害者等のために、真に機能するよう、われわれはさらに運動を続けていく所存である。

この立法のために精力的にご努力くださった国会議員の方々ならびに署名運動にご協力くださった55万7,215の方々に心から感謝申し上げる次第である。

2004年12月1日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡村 熊

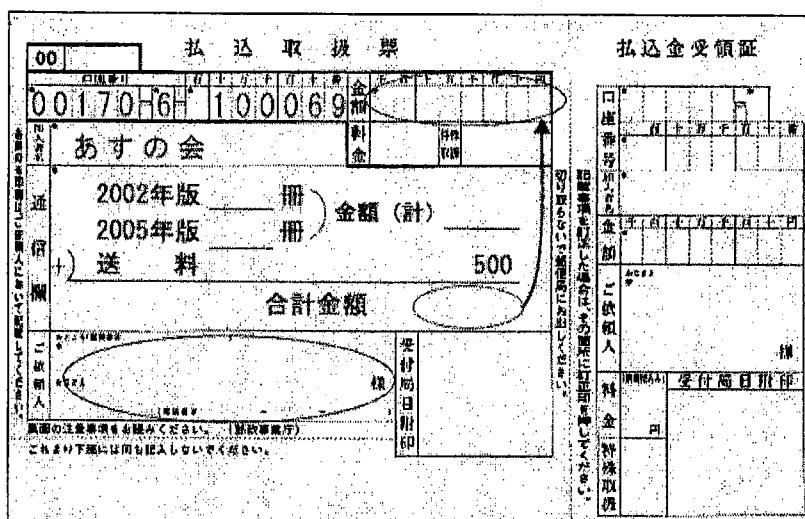
ヨーロッパ調査報告書購入のご案内

イギリス、ドイツでの犯罪被害者補償制度に関する調査を報告書にまとめましたので、ご案内いたします。大会でのヨーロッパ調査報告について詳しく掲載しております。

- ◎「ヨーロッパ調査報告書－犯罪被害者補償制度－」 1冊 2,000円
 送料（1冊～9冊） 一律 500円（10冊以上は当会で負担いたします。）

なお、2002年に発行した「ヨーロッパ調査報告書－被害者の刑事手続きへの参加をめざして－」（1冊 2,000円）と、今回の報告書を合わせてご注文の方は、2冊で3,000円でお求めいただけます。ご注文に際しては、郵便局の「払込取扱票」にご住所、お名前、電話番号のほか「通信欄」に下記のように、ご記入の上ご入金ください（なお、振込手数料をご負担ください）。

○振替口座番号 00170-6-100069 「あすの会」



活動報告

月	日	活動	内容
12	1	「犯罪被害者等基本法案」参議院本会議で可決	
	3	大阪刑務所見学	
	5	第44回関西集会	
	7	附帯私訴研究会	
	11	第35回関東集会	
	12	第47回幹事会	
	14	補償制度研究会	
	17	補償制度研究会	
	20	附帯私訴研究会	
	25	補償制度研究会	
1	6	補償制度研究会	
	8	補償制度研究会	
	8	第36回関東集会	
	9	補償制度研究会	
	9	第45回関西集会	
	13	大鞭富会員、坂口まゆみ会員講演	矯正研修所大阪支所「平成16年度支所専攻科第13回(少年院矯正教育充実化)研修」
	15	第17回中部集会	
	16	第48回幹事会	
	23	全国犯罪被害者の会(あすの会)5周年記念大会	
	28	岡村代表幹事講演	曹洞宗教誨師連合会結成40周年記念大会にて
	28	浪速少年院見学	
	29	第14回九州集会	

関東集会の報告

第35回 関東集会 平成16年12月11日（土） 参加者26名（会員17名）

犯罪被害者等基本法の成立後、最初の関東集会ということで、署名活動に奔走した時期を振り返りながら、成立を喜びました。その後、会が出た声明文を読み合せ、岡村代表の「やっとスタートラインにたったに過ぎない」という言葉通り、誕生したばかりのこの基本法をどう育てていくのか、今後の運動の重要性を確認し合いました。

後半は平成16年7月に提出された「訴訟参加制度案要綱」について山上弁護士よりお話を伺いました。制度案の内容について分かりやすく解説をいただき、犯罪被害者が単なる証拠品ではなく、当事者として裁判に参加できる制度があってこそ本当の意味で犯罪被害者の権利と尊厳が守られると実感しました。裁判の時にただ傍聴席に座って、悔し涙を流すしかなかった自分自身の屈辱を思い返しながら、この制度の実現を心から願わざにはいられません。そして、これがまさに基本法に魂を吹き込んでいくことなのだという思いを一層強くしました。

第36回 関東集会 平成17年 1月 8日（土） 参加者20名（会員11名）

はじめに松村幹事より、1月23日に開催される5周年記念大会を前にしての内容の説明があり、家族・友人などにも参加をお願いし、自分たちの力で成功させることを確認し合いました。また今後の会の活動への要望について会員から積極的な意見が出され、今後も集会の中で議論を高め、もっと社会に当会としての姿勢を明らかにしていきたいとの声が多くありました。

引き続き、1970年代に製作された、当時の犯罪被害者の状況を記録するビデオを鑑賞しました。その中には、市瀬朝一さん（映画「衝動殺人 息子よ」のモデルとなった）が結成した「殺人犯罪撲滅推進遺族会」の決起大会の様子や、自らが参考人として出席した1975年第75回国会法務委員会の様子などが、記録されていました。（今回、あすの会が要望している「犯罪被害者週間」は、「殺人犯罪撲滅推進遺族会」の決起大会が行われた1967年6月4日を起源としています）。市瀬さんが、犯罪被害者補償制度の必要性を振り絞るような声で訴えている姿に強く心を打たされました。

30年以上も前と全く状況が変わっていないことに驚き、この間の社会の怠慢に怒りが込み上げ、今さらながら犯罪被害者の権利の確立のために、あすの会はこれからも努力していくことを全員で確認しました。

<次回以降のおしらせ>

3月19日（土） 13時～17時

4月16日（土） 13時～17時

5月21日（土） 13時～17時

東京文化会館

台東区上野公園5-45 TEL (03) 3828-2111

会費 1,000円

関西集会の報告

第44回 関西集会 平成16年12月 5日（日） 参加者32名（会員22名）

12月3日、希望者12名が大阪刑務所を見学しました。その時の感想が話し合われました（以下のとおり）。

- ・「刑務所」とはもっと苛酷な場所だと想像していたが、作業が自由で就労中は気が散漫といった風で、「軽務（作業）所」かと思った。レクリエーションの時間には、ソフトボールなどを楽しんでおり、「監獄」というより一般社会からかけ離れた現実感のない「極楽」という印象であった。
- とても刑に服しているように見えなかった。これでは、早く出獄したいというよりも、なるべく長く居たいと思うだろう。被害者は生きてゆくため、生活してゆくために日々身を削る思いで暮ら

しているのに、受刑者の人たちは与えられた時間作業をこなして毎日を送つていけばよい。世間の暮らしの方がよっぽど辛く、これで更正して社会復帰できるのか疑問に感じた。

・受刑者に比し刑務官の人数が極端に少なく、「目が届かない」と思う。受刑者が複数で暴れたりした場合、刑務官は対処しようが無いであろうと感じた。刑務官の仕事の大変さが理解できた。

・被害者の視点を取り入れた教育的処遇を平成16年10月から開始していることを知り感心したが、もっと被害者のナマの声を聞く機会を持つべきだと感じた。

多くの会員の意見により、今後も刑務所の見学を続ける事になりました。

また、「衆議院内閣委員会」の審議中継ビデオ（衆議院ホームページより）を鑑賞し、基本法の条文をたどりながら問題点等を確認しました。

「第2回精神医学講座」では、マスコミや弁護士の方も発言されました。この講座は好評で、回を重ねるごとに精神医学への理解を深められると思います。

大阪矯正管区教育課から依頼のあった「少年院矯正教育充実化研修」の講師を選出しました。

今後の陳情は、岡山県、広島県、島根県、鳥取県と兵庫県内の3市に行う事としました。

集会終了後、基本法成立と年末でもあり、場所をかえてささやかな小宴を行いました。

第45回 関西集会 平成17年 1月 9日(日) 参加者27名(会員26名)

1月23日のあすの会5周年記念大会について幹事会で決まったことが報告されました。「第3回精神医学講座」、読売新聞の記者の方による「遺体搬送費用と修復費用の実態について」の報告と質疑を行いました。

遺体搬送費用を負担している所は、宮城、埼玉、静岡、愛知、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、熊本、沖縄の11県、遺体修復費用（縫合跡や陥没痕を特殊な技術で目立たないようにする措置）を負担している所は、北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、埼玉、愛知、兵庫、岡山、香川、熊本、宮崎の13道県でしかない事が新聞で明らかになりました。その詳細を取材された記者の方から、直接お話を伺うことができました。特に、実施している理由、実施出来ない理由を聞き、侃々諤々の質疑を行い、最終的には、「同じ日本でありながら、人権侵害の最たる被害について、居住地により差異があるのはおかしい、基本法ができたのだから、国の費用として負担してもらうような法整備を求めて行く必要があるのではないか。」との意見に集約されました。

また、浪速少年院の見学を1月28日に行うことになり、参加者を募り8名が決定しました。

<次回以降のお知らせ>

3月6日(日) 13時～17時

4月3日(日) 13時～17時

クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL(06)6460-7800

会費 1,000円

中部集会について

中部集会は継続すべく努力してまいりましたが、出席会員数も少ないため、残念ながらしばらく休会とさせていただきます。

九州集会の報告

第14回 九州集会 平成17年 1月29日(土) 参加者13名(会員11名)

あすの会の会員である高松由美子氏を招き座談会を行いました。その中で長年にわたる裁判支援傍聴の体験談を話していただきました。

「支援傍聴は被害者にとって必要不可欠です。情報を提供したり、経験を通して助言したりすること

ができたときにはとても嬉しく感じます。また、支援傍聴以外の時間を共有することも大切ではないでしょうか。そこでお互いが支えあい人間性を回復することもできるのです。一緒に居てあげることしかできないかもしれません、些細なことでも力になればと思い、活動を続けています。何も大層な事をしている訳ではないのです。」と飾り気なく話されました。高松さんの人間性がにじみ出た重みのある言葉でした。場所や時間を間違えた失敗談も交え、楽しく話していただき、九州の会員に勇気と活力を注入していただいた座談会でした。

＜次回以降のお知らせ＞

3月26日（土） 13～17時

かごしま県民交流センター 鹿児島市山下町14-50 TEL (099) 221-6600

原則として、集会の参加者は会員のみです。
会員の方で、初めて参加を希望される方は、事務局へご連絡下さい。

幹事会の報告

第47回 幹事会 平成16年12月12日（日）出席者 10名

岡村代表から、「12月1日に犯罪被害者等基本法が成立したが、これは世間の人々の支援、国会議員の献身的な働きと我々の努力の結果であり、犯罪被害者対策のスタート地点に立ったにすぎない。今後の基本計画が重要で、今まで以上に我々の活動を充実してゆく必要がある。今後も結束して取り組んでゆきましょう。」との挨拶がありました。

これを受け、基本計画の策定と実施をお願いする地方自治体からの意見書の提出も必要ではあります。しかし、今後は基本計画の作成そのものへの働きを強める必要があり、意見書の提出活動は、既に提出依頼済みの分をもって終了する事となりました。

平成17年1月23日（日）予定の「あすの会5周年記念大会」のプログラムについては、ヨーロッパ調査報告、国連職員の特別講演、上川陽子衆議院議員の記念講演、5年間の歩みと今後の活動を話し合う幹事によるシンポジウムと決定しました。

総会で、新たに5名の幹事就任を諮ることにしました。

中部集会は継続すべく努力してきましたが、出席会員数も少なく、残念ながらしばらく休会したいとの提案があり、了承されました。

第48回 幹事会 平成17年 1月16日（日）出席者12名

1月23日の全国犯罪被害者の会5周年記念大会についてプログラムと各自の役割を確認しました。この時点では、インド洋大津波の関係で、予定していた国連職員の来日が不可能になる事も考えられ、その代替案が検討されました。

今回のヨーロッパ調査に基づいた提言について議論されましたが、その実行方をどう迫るか工夫する必要を認識しました。また、そのヨーロッパ調査報告書の販売価格について検討されましたが、広く関係者に読んでいただくことが肝心であり、2,000円で発行することが決定され、第1次の報告書とセットの場合には2冊3,000円で販売することになりました。

林幹事担当の署名活動の記録「あすに生きる」についての配布方法を話し合いました。

運営の基本

【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

- 郵便局 00170-6-100069 「あすの会」
- 三井住友銀行 丸の内支店 (普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熱」
- 東京三菱銀行 丸の内支店 (普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熱」

おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。



法廷付き添い

事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいようお願ひいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な隸属者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

- PM 1:00 ~ 4:00
- 03-5319-1773



あとがき

5周年記念大会に臨んで、あすの会の5年間という年数は人間に置き換えるといいくつになるのだろうかと思いました。活動を振り返って考えてみると、成人式を迎えたのではないかという気がします。当会の活動が、世間で認知された結果、犯罪被害者等基本法も成立したと自負しております。犯罪被害者の抱える問題に焦点を当て、解決に向けて責任ある活動をすることが、あすの会が充実し、円熟期を迎えることにつながると確信した1日でした。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)
第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身を受けた影響から回復できるようするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)第二条第一号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るために、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗、状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事案件の捜査又は公判等の過程において、名譽又は生活の平穀その他の犯罪被害者等の人格に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

他犯罪被害者等の人格に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穀への配慮の重要性等について国民の理解を深めよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他の犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方策等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(第三章 犯罪被害者等施策推進会議)

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成する。
二 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成する。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要な事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもつて組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣総理大臣が指定する者

二 犯罪被害者等の支援等に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前項第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するためには必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(内閣府設置法の一部改正)

第一条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

四十六条第二項中「確保」の下に「犯罪被害者等の権利利益の保護」を加え、同条第三項第

四十六号の次に次の一号を加える。

四十六条の二 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第二百六十一号)第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事。

四十四条第三項の表中「消費者政策会議」を「消費者政策会議」に改め

会議	消費者基本法	犯罪被害者等基本法
		消費者政策会議

会議	消費者基本法	犯罪被害者等基本法
		消費者政策会議

会議	消費者基本法	犯罪被害者等基本法
		消費者政策会議

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)